主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人岩城重男の上告趣意について。

論旨は本件には刑訴四〇五条の上告理由を発見できないから、同四一一条に則り 職権を以て調査されたいといつて、縷述しているが、原判決には所論のような証拠 によらずして事実を認定した違法等は存しないそれ故、同条を適用すべきものとは 認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条刑法二一条により主文のとおり 決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月五日

最高裁判所第一小法廷

郎	治	竹	田	澤	裁判長裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官